

## 計量士登録申請書別紙様式の運用について

令和2年3月30日  
経済産業省計量行政室

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」に基づく提案募集により、計量士登録申請書（計量法施行規則第54条第1項様式第66）の別紙様式（以下「別紙様式」という。）について、所定の用紙（3枚綴りのカーボン用紙）以外の使用を可能とする旨の閣議決定がなされ、令和2年3月30日に計量法施行規則が改正された。

令和2年4月1日から、経済産業省及び各都道府県計量行政機関のホームページからダウンロードした用紙での申請が可能となるため、申請の受付に当たっては以下の事項に留意して御対応いただきたい。

### 【留意事項】

#### (1) 別紙様式のHPへの掲載

別紙様式については、経済産業省計量行政室HP（次のURL）に掲載するとともに、各都道府県計量行政機関のHPにおいても別紙様式及び記入例の掲載又は計量行政室HPとのリンク付けを行う。

URL:

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/20\\_keiryoushi.html#3](https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/20_keiryoushi.html#3)  
登録申請等各申請の「1. 計量士の登録」に掲載。

#### (2) 別紙様式の提出部数

計量士登録申請者（以下、「申請者」という。）からは、申請書とともにダウンロードした別紙様式を1部提出させる。申請先の都道府県計量行政機関は、必要に応じて申請書類の控えを複写する際に、当該別紙様式を含めて複写することとする。（計量士登録申請者に、原本1部以外の提出は求めないこと。）

また、当分の間（都道府県計量行政機関に在庫がある間）は、申請者からの求めに応じて、従前の「所定の用紙（3枚綴りのカーボン用紙）」の配布及び使用を認める。ただし在庫に限りがあるため、申請者に当該所定の用紙の使用を義務づけないこと。

なお、記入例に記載のとおり、氏名は戸籍記載の氏名を戸籍に記載された字体で大きく（PC入力の場合は16ポイント以上の字体で）、明瞭に記入すること。

#### (3) 計量士登録申請の事前相談等

別紙様式がダウンロード可能となり、事前の連絡もなく申請書類が郵送されることが想定される。このため、計量士資格認定書による登録申請や、環境計量士国家試験合格者の環境計量講習修了書（薬剤師免許等を含む）による登録申請以外の実務証明書が必要な申請については、特に事前に都道府県計量行政機関に相談するよう、今年度以降の計量士国家試験合格者に配布する「計量士になるためには」にその旨を記載する。

なお、計量行政室HP及び各都道府県計量行政機関HPにおいては、提出にあたっての留意事項などについて、事前に都道府県計量行政機関に相談するよう記載することとする。

#### (4) 記載に誤りがある場合の訂正方法等

記載内容に誤りがある場合は、二重線で訂正し申請者の訂正印を押印する。ただし、実務証明書の申請者による訂正は認めない。

また、記載内容に抜けがある場合（例：ふりがなの記載がない等）は、申請者に手書きで追記してもらうこととする（PC入力の場合であっても同様）。

別紙様式（記入例）

登録の 区分	注1 環境計量士  (濃度関係)	登録 番号	注2※	
登録の 年月日	注2※			
ふりがな 氏名	注3 けいりょう たろう 計量 太郎	生年 月日	平成〇〇年 〇月 〇日生	
住所	東京都〇〇区〇〇1-2-34-506			
合格年月日又は認定年月日		令和 2年 2月18日 (合格)・認定		
最終学歴	備考			
平成〇〇年〇月	注4			
〇〇大学〇〇学部〇〇科 卒業	環境計量講習（濃度関係）修了 第□△△△△号			
勤務先				
平成〇〇年〇月				
〇〇〇株式会社 入社				
現在に至る	合格証書 番号	第〇〇〇〇号	認定証 番号	

(記入注意)

注1 登録の区分は次のうち該当するものを記入すること。  
(環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）、一般計量士)

注2 ※欄は、記入しないこと。

注3 氏名は戸籍記載の氏名を戸籍に記載された字体で大きく（PC入力の場合は16ポイント以上の字体）、明瞭に記入すること。

注4 計量法施行規則第51条第1項第一号ロからト、または同第二号ロからホの条件により登録を行う場合は、講習又は資格等の内容を記入すること。